

解決できないようなケースの解決のあっせん等を行うため、都道府県社会福祉協議会内に設ける組織である。

したがって、運営適正化委員会は公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行が求められるところであり、事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上に努めるとともに、苦情解決合議体は最低2か月に1回以上開催されるよう標準的な処理期間を公表することや、第三者委員向けの研修会を積極的に実施することが重要である。

各都道府県におかれては、主管課と連携し、都道府県社会福祉協議会に対する必要な指導をお願いしたい。

③ 障害者（児）施設のサービスに関する第三者評価について

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業所等は、当該障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めることとされている。

第三者評価は、福祉サービスを提供する障害者（児）施設のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、評価を受けた事業者が第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

また、障害福祉サービス事業所等においては、第三者評価の受審により、自らが提供するサービスについて、利用者に対し適切に行われているかどうかを見直す契機となることから第三者評価を積極的に活用することが重要である。

各都道府県におかれては、都道府県レベルの推進体制整備の促進を図るとともに、管内障害者（児）施設、事業所に対して、第三者評価事業を積極的な実施を促すよう指導願いたい。

(参考) WAMNET福祉サービス第三者評価情報システム

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を記録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能

1.4 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ってきたところであり、今後は支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて、取り組みを行っていくこととしている。

(1) 発達障害の定義について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象となっていることについては、発達障害情報センターのホームページや、厚生労働省主催の会議等ですでに周知を図っているところである。今般の法改正（本体資料1（2）（3頁）参照）の趣旨も踏まえ、発達障害者への障害者自立支援法に基づくサービスの適用に関し、身体障害者を除けば、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件とされていないため、手帳所持の有無によらず発達障害者についてもサービスの対象となり得ることについて、各都道府県・指定都市におかれては、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

◆発達障害情報センター・ホームページ（<http://www.rehab.go.jp/ddis/>）

平成22年1月20日よりサイトのリニューアルを行い、提供する情報内容を充実させるとともに、対象者・年代別等に情報を整理し、文字のサイズや表示色、音声読み上げ等の機能を追加した。

(2) 平成23年度予算案に計上した主な発達障害者支援に関する事業

これまで国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担に応じて取り組んできたところであるが、発達障害への支援は早期発見・早期支援が重要であるにも関わらず、その主な担い手となる市町村における取組みが十分とは言えない現状に鑑み、平成23年度予算案において、市町村を実施主体とする事業を新たに2つ盛り込んだところである。

これらの事業について管内市町村に周知をお願いするとともに、市町村で実施することとなるこれらの新規事業について、発達障害者支援センターや発達障害者支援体制整備事業による適切なサポート等を行うことにより、引き続き、発達障害に対する地域における重層的な支援体制の構築に努められたい。

① 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員（市町村に配置）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設のスタッフや親に対し助言等の支援を行うことにより、障害の早期発見・早期支援ができる体制を整備する事業を盛り込んだところである。（関連資料14（110頁））

なお、初年度であるため、各都道府県・指定都市に1か所程度の予算計上とし、今後これをモデルに地域に拡大していくことを想定しているところであるが、既に多くの自治体から、本事業の実施について前向きに検討したいとの問い合わせを受けているところである。このため、事前協議を求めることとしているので、ご了解願いたい。

平成23年度 補助か所数：66市町村

補助率：1/2（国1/2、市町村1/2）

② 発達障害者等支援都市システム事業

発達障害者支援開発事業は、都道府県・指定都市における発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・検証評価を行うことによって有効な支援手法を開発し、開発した手法を全国に普及させることを目的に実施しているところであり、平成22年度から、これまで不足していた成人期における支援手法の開発をテーマに取り組んでいるところである。（関連資料14（108頁））

平成23年度からは、新たに、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村（5市町村程度）を指定し、その取組内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ、モデル都市として全国に情報発信していくこととしているので、市町村において、この事業の積極的な活用をお願いしたい。（関連資料14（111頁））

また、発達障害者の家族支援の強化を図る観点から、次の事業を都道府県事業として、新たに計上したところであり、ペアレントメンターの養成とあわせて実施することで最大限の事業効果が見込めることから、この事業の積極的な実施をお願いする。

③ ペアレントメンター・コーディネーターの配置

平成22年度の発達障害者支援体制整備事業において、ペアレントメンターの養成を盛り込んだところであるが、平成23年度においては、さらにこの事業の推進を図るため、養成されたペアレントメンターの活動を円滑にコーディネートする者を配置し、発達障害児（者）及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。（関連資料14（107頁））

平成23年度 補助か所数：66都道府県・指定都市

補助率：1/2（国1/2、都道府県・指定都市1/2）

なお、発達障害に関する国庫補助事業については、平成17年度から実施しているところであるが、未だに活用されていない県もあり、これまでの実施状況等を確認のうえ、一層の取組をお願いしたい。（関連資料14（109頁））

（3）発達障害者に対する情報支援体制の整備事業の創設

平成22年度補正予算において、発達障害の特性を勘案し、書類の音声化

等のための機器や情報提供の支援体制の整備について、発達障害者支援センターやNPO等の当事者団体と連携して実施するための経費を、障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増しを行ったところであるので、本事業の積極的な活用をお願いします。（関連資料14（112頁））

（4）発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、秩父学園において、発達障害者支援センター職員、発達障害関係職員向けの研修をそれぞれ年2回実施してきており、毎年、200人程度のご参加をいただいているところである。

研修メニューとして、「地域啓発の方法」や「医学的理解と支援」、「発達障害学生へ支援」、「発達障害者の就労支援」などの各ライフステージに応じた支援の基本情報のほか、国庫補助事業に盛り込まれている「ペアレントメンターの養成」や「アセスメントツール（PARS等）の活用」などの研修を実施しているので、積極的に参加いただき、地域における指導的な役割を担う人材の確保について、引き続き努められたい。（関連資料14（113頁））

また、平成22年度から、国が指定した施設において、発達障害者支援センターに従事する職員等の資質向上を目的とした、中期的（3ヶ月程度）な「発達障害者支援者実地研修事業」を行っているところであるが、今年度の参加状況を踏まえ、研修受講方法の弾力化を図るなど、研修希望者が参加しやすい研修内容とする予定であるので、この事業の積極的な活用をあわせてお願いしたい。（関連資料14（114頁））

（5）「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」であることから、厚生労働省においては、昨年に引き続き、関係団体等と世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、同日にシンポジウムの開催などの広報啓発事業を実施する予定である。（関連資料14（115頁））

各自治体においては、先日通知した「平成23年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における普及啓発の推進について」（平成23年1月21日付障障地発0121第1号）（関連資料14（116～118頁））により協力依頼をさせていただいたところであるが、これを自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、ポスターの掲示やシンポジウムの開催等、関係機関や関係団体と協力のもと、発達障害に関する普及啓発の推進に取り組まれるようお願いする。

上記を含め、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会において、毎年4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」と定め、発達障害についての啓発活動を行っており、地域における取り組みについても、実行委員会の公式サイト等に掲載することとしているので、3月4日（金）までに情報提供をあわ